

個別の原価等に係る 電気料金審査専門小委員会 における検討結果について

2. 購入・販売電力料

(メリットオーダー等の確認)

【東京】

(1) メリットオーダー(電源の経済運用)の確認

- 東京電力は前提計画に関し、「経済性を前提に、他社から購入する電力量を算定している」としているが、それについての確認を行ったところ、以下のとおり。
- ① 他社原子力については今回申請には織り込まれていないが、他社水力についてはベース電源として過去30年間の平均実績値が織り込まれている。
- ② 他社火力(石炭・ガス・石油)については、運転単価(可変費)の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。
- ③ IPPについては、契約の範囲内(基準電力量の±10%の範囲内)で安価なものは基準より多く、高価なものは基準より少ない受電量となるよう織り込まれている。
- ④ スポット取引(購入)については、過去実績の伸びを反映し、平成24年度・25年度の2ヶ年のみ織り込まれている(料金原価への織り込みは今回申請が初めて)。

【関西・九州】

1. メリットオーダー及び価格低減努力の確認

他社から購入する電力量については、メリットオーダーとなるよう配分されているかを確認したところ、以下のとおり。

<共通>

- 他社原子力については原価には織り込まれていないが、他社水力については気象条件に依存するため、過去の実績などから算定して織り込まれている。
- 他社火力(石炭・ガス・石油)については、契約等による制約を考慮し、運転単価(可変費)の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。
- IPPについては、年間の基準利用率が決まっており、契約に基づく変動範囲内で、経済性を考慮して最大限受電するよう織り込まれている。なお、契約更改を迎える契約については、現在協議中であるため、供給力としての蓋然性が高い契約のみ、継続して受電できるものとして織り込まれている。

<関西電力>

- スポット取引(購入)については、原価算定期間中の原子力利用率(34.5%)を踏まえ、同程度である平成23年度(37.6%)に近似するものとし、平成23年度実績に基づいて織り込まれている(原価への織込みは今回申請が初めて)。
- 価格低減努力については、固定費用の削減交渉、効率化余地のある費用に関する費用低減交渉及び寄付金等の自主カットを行い、3ヶ年平均で▲98億円が織り込まれている。

<九州電力>

- スポット取引(購入)については、平成25年度上期までは足元の厳しい需給状況が継続するものの、それ以降は原子力の再稼働に伴い、需給状況が改善するものと想定して織り込まれている。
- 価格低減努力については、固定費用の削減交渉、人件費、消耗品費、諸費等の削減交渉及び寄付金等の自主カットを行い、3ヶ年平均で▲36億円が織り込まれている。

【四国・東北】

1. メリットオーダー及び価格低減努力の確認

他社から購入する電力量については、メリットオーダーとなるよう配分されているかを確認したところ、以下のとおり。

<共通>

- 他社原子力について、東北電力は原価に織り込んでおり、四国電力は原価には織り込まれていない。
- 他社水力については気象条件に依存するため、過去の実績などから算定して織り込まれている。
- 他社火力(石炭・石油)については、契約等による制約を考慮し、運転単価(可変費)の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。
- IPPについては、年間の基準利用率が決まっており、契約に基づく変動範囲内で、経済性を考慮して最大限受電するよう織り込まれている。なお、東北電力では、契約更改を迎える契約について、供給力として必要であることから、継続して受電できるものとして織り込まれている。

<東北電力>

- スポット取引(購入)については、至近の購入実績(平成22～24年度)を基に算定して織り込まれている(料金原価への織込みは今回申請が初めて)。
- 価格低減努力については、固定費用の削減交渉、効率化余地のある費用に関する費用低減交渉及び寄付金等の自主カットを行い、3ヶ年平均で▲50億円が織り込まれている。

<四国電力>

- スポット取引(購入)については、至近の購入実績(平成21年12月～24年11月)を基に算定して織り込まれている(料金原価への織込みは今回申請が初めて)。
- 価格低減努力については、固定費用の削減交渉、人件費、消耗品費、諸費等の削減交渉及び寄付金等の自主カットを行い、3ヶ年平均で▲18億円が織り込まれている。

【北海道】

1. メリットオーダー及び価格低減努力の確認

他社から購入する電力量については、メリットオーダーとなるよう配分されているかを確認したところ、以下のとおり。

- 他社原子力については原価には織り込まれていないが、他社水力については気象条件に依存するため、過去の実績などから算定して織り込まれている。
- 他社火力(石炭・石油)については、契約等による制約を考慮し、運転単価(可変費)の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。
- IPPについては、契約上、年間の基準利用率の変動範囲が設けられていない一方で、当該利用率を協議することも可能となっているが、契約先との協議が整わなかったため、入札の前提である70%を基準利用率として織り込まれている。
- スポット取引(購入)については、至近の購入実績(平成24年度)を基に算定して織り込まれている(料金原価への織り込みは今回申請が初めて)。
- 価格低減努力については、契約更新時の固定費用の削減交渉等を行い、3ヶ年平均で▲3億円が織り込まれている。

【中部】

(1) メリットオーダー及び価格低減努力の確認

他社から購入する電力量について、メリットオーダーとなるよう配分されているかを確認したところ、以下のとおりである。

- 他社原子力については料金原価には織り込まれていないが、他社水力については契約相手先からのヒアリングを踏まえ、過去の実績を踏まえた標準的な供給電力量(自社一般水力の可能発電電力量に相当)から、補修作業などによる減少分を控除して織り込まれている。
- 他社火力(石炭)については、契約等による制約を考慮し、運転単価(可変費)の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれている。
- IPPについては、契約上、年間の基準利用率が決まっており、契約に基づく変動範囲内で、契約相手先と協議の上、可能な限り受電するよう織り込まれている。なお、契約更改を迎える契約について、受給継続について合意できていないことから、契約満了後は料金原価に織り込まれていない。
- スポット取引(購入)については、至近の購入実績を基に、平成26年度以降の購入は段階的に増加していくものと想定して織り込まれている(料金原価への織り込みは今回申請が初めて)。
- 価格低減努力については、今後契約更改するものについて、更なる効率化を求めるべきと考えられる費用(人件費・修繕費・諸経費等)を対象に、3ヶ年平均で▲40億円が織り込まれている。

(卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みを反映した原価への織込み等の確認)

【関西・九州】

2. 卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みを反映した原価への織込み等の確認

① 自主的取り組みを反映した原価への織込みの確認

- 卸電力市場の見方について、原価算定期間における原子力の再稼動時期も考慮した結果、関西電力は「3ヶ年とも需給がひっ迫」、九州電力は「平成25年度下期以降需給が改善」との前提となっているが、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえ、「ユニット毎の限界費用で入札を行ったと仮定した場合の約定量」を加味した購入及び販売額を想定し、当該想定と原価に織り込まれている購入及び販売額を比較して足らざる部分については、原価から減額すべきである。
- ただし、九州電力の販売においては、自主的取り組みの内容である年間50億kWh程度の売り入札を前提に販売額を想定しており、上記で想定した販売額と比較しても、十分な織り込みと言える。

② 常時バックアップ料金の見直し・量の拡大の確認

<関西電力>

- 常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定しているものの、量の拡大については、直近の管内の状況を踏まえ、需要離脱は増加しないと想定し、至近実績を基に原価に織り込んでいることを確認した。

<九州電力>

- 常時バックアップ料金の見直し・量の拡大については、昨年11月の申請時点において、本年2月からの実施に向けた準備を進めているところであり、新電力との協議が未了であったため、原価には反映されていないが、本年2月から適用している新料金で再計算すると販売電力料の減額(原価増)となるため、申請は妥当である。

【東北・四国】

2. 卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みを反映した原価への織込み等の確認

①自主的取り組みを反映した原価への織込みの確認

<東北電力>

- 原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保したうえで、総体的に見て極めて高い水準ではないことが確認された。また、卸電力市場の見方について、原価算定期間における原子力の再稼動時期も考慮した結果、東北電力は「購入・販売とも至近の取引実績に基づき算定することを基本とし、平成26年度以降の販売は段階的に増加していく」との前提となっているが、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえ、「過去の取引実績を基にユニット毎の限界費用で入札を行ったと仮定した場合の約定量」を加味した購入及び販売に係る約定量、約定額及び利益額を想定し、当該利益額を追加的に料金原価から減額すべきである。

②大規模発電所建設に伴う料金原価の低減努力の確認

<四国電力>

- 原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、四国電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは外販しつつ、固定費の回収に努めてきたところであるが、今回の申請では、限界費用が安価な電源を域内の供給に振り向けており、他の電力会社に対する電気の販売は限定的となっている。しかしながら、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、「平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。なお、四国電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない。

③常時バックアップ料金の見直し・量の拡大の確認

<東北電力>

- 常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定しているものの、量の拡大については、前提計画において離脱需要を想定しているにもかかわらず、これに伴う増量が織り込まれていないため、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

<四国電力>

- 常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、前提計画において想定している離脱需要を踏まえ、料金原価に織り込んでいることを確認した。ただし、量の拡大に係る算定においては、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

【北海道】

2. 卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みを反映した原価への織り込み等の確認

①大規模発電所建設に伴う料金原価の低減努力の確認

- 原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、北海道電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは供給予備率も高めの水準で推移してきたところであるが、当該予備率を踏まえると、更なる卸電力取引所取引の活用が可能と考えられることから、「平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。なお、北海道電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない。

②常時バックアップ料金の見直し・量の拡大の確認

- 常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定しているものの、量の拡大については、前提計画において離脱需要を想定しているにもかかわらず、これに伴う増量を織り込んでいないため、過去実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

【中部】

(2) 卸電力市場の活性化に向けた自主的取組を反映した料金原価への織込み等の確認

① 卸電力取引所の活用について

申請においては、「電力システム改革専門委員会」(平成25年7月1日から「電力システム改革専門小委員会」に名称変更)で表明した自主的取組の内容を踏まえつつ、原価算定期間における売り約定量、買い約定量については、いずれも至近の取引実績に基づき算定することを基本とし、平成26年度以降の取引量は段階的に増加していくものと想定している。しかしながら、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上で、卸電力取引所の更なる活用が可能と考えられることから、「原価算定期間における各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中^(注)のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。また、試算に当たっては、取引量増加に伴う市場の厚みを考慮した上で、需給バランスとマッチングさせる過去実績の約定価格を約定見込み量に応じて補正するとともに、過去実績の約定価格が大きく上昇又は下落(コマ毎の平均から2σ(シグマ)程度)している場合にも補正を行うべきである。また、利益額を算定する際の限界費用は予備力として確保した最も安いユニットも考慮することが妥当である。なお、今回の試算では、スポット市場のみならず、先渡し市場の更なる活用も考慮し、バランス停止ユニットも試算の対象に含めるべきである。

(注) バランス停止ユニットとは、各代表日において必要な供給予備力を確保した上で、緊急時以外の稼働を予定していない発電設備

② 常時バックアップ料金の見直し・量の拡大の確認

- 常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、前提計画において離脱需要を踏まえ、料金原価に織り込まれていることを確認した。ただし、量の拡大に係る算定においては、最新の契約実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(原子力発電による購入電力及び販売電力の確認)

【東京】

(2) 原子力発電による購入電力及び販売電力の確認

- 原子力発電による購入電力については、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでいるものの、停止中の原子力発電所にかかる維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、料金原価に算入することを認めることが適当である。
 - ① 当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
 - ② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。
- また、原価算定期間における受電量はゼロとしているものの、東京電力が契約している発電所は、発電設備としては健全な状態にあり、前提計画(総合特別事業計画)においても、平成27年度以降、発電を再開し、東京電力が契約に基づき発生電力を購入する計画としているとともに、東北電力、日本原電においても発電再開に向けた準備を実施中である。
- 他方で、東京電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東京電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、原価から削減すべきである。

【関西】

3. 原子力発電による購入電力及び販売電力の確認

- 関西電力が北陸電力及び日本原電に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回(20年改定)に比べて128億円の減となっている。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が原価算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することを認めることが適当である。
 - ①当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
 - ②このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。
- また、関西電力が契約している発電所は、発電設備としては健全な状態にあり、北陸電力及び日本原電においては、発電再開に向けた準備を実施中である。なお、敦賀発電所についても、発電設備としては健全な状態にあり、日本原電において、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であり、原子力規制委員会の有識者会合において、敦賀発電所敷地内破砕帯の評価が行われているところであるが、現時点で、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない。
- 他方で、関西電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、関西電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、原価から減額すべきである。
- とりわけ、日本原電については、関西電力の関連会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、関西電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。
- なお、北陸電力(志賀2号機)の修繕費のうち、定期検査費用の一部については、原価算定期間に発生する見込みがないと考えられることから、原価から除くべきである。

【東北】

3. 原子力発電による購入電力及び販売電力の確認

- 東北電力が東京電力及び日本原子力発電株式会社(以下、「日本原電」という。)に支払う原子力発電による購入電力については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。
- 今回申請では、原価算定期間における東京電力福島第二発電所及び日本原電からの受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回(20年改定)に比べて、96億円の減となっている。
- 他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が原価算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することを認めることが適当である。
 - ① 発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
 - ② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。
- また、東北電力が契約している発電所は、東京電力及び日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、発電再開に向けた準備を実施中である。
- 他方で、東北電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東北電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額すべきである。
- とりわけ、日本原電については、東北電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、東北電力の削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。

- 特に人件費については、日本原電の現行の常勤役員1人当たり報酬額2,800万円(平成23年度実績)を東北電力同様、国家公務員指定職と同水準(1,800万円)とするとともに、東北電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めるべきではない。また、1人当たり従業員給与については、現行801万円(平成23年度実績)であるところ、東北電力の査定後の水準である596万円まで料金原価を減額すべきである。
- なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに東北電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を翌年度以降に繰り延べることなどにより減額となったため、これも料金原価から減額すべきである。

【中部】

(3) 原子力発電による購入電力の確認

- 中部電力が北陸電力及び日本原電に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。
- 今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は料金原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回(20年改定)に比べて187億円の減となっている。
- 他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が料金原価に算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、料金原価に算入することを認めることが適当である。
 - ① 発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
 - ② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

- また、中部電力が契約している発電所は、北陸電力及び日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、安全機能の維持や発電再開に向けた準備を実施中である。なお、日本原電敦賀発電所の敷地内破砕帯については、原子力規制委員会の有識者会合で「耐震設計上考慮する活断層」であると考え、評価書にとりまとめられ、平成25年5月の原子力規制委員会で報告・了承されている。当該評価書には、「今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば、これを見直すこともあり得る」旨も記載されており、評価書とりまとめ後の平成25年7月に、新たなデータとして調査報告書を日本原電から原子力規制委員会へ提出している。これらを踏まえ、平成25年12月の原子力規制委員会において、評価書の見直しの可否を議論するため、有識者による評価会合及び現地調査を行うことが了承された。有識者による現地調査は、平成26年1月に実施済みであるが、評価会合の実施時期については未定であり、現時点で、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない。
- 他方で、中部電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、中部電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、料金原価から減額すべきである。
- とりわけ、日本原電については、中部電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、中部電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。
- 特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人当たり報酬額2,000万円(平成25年度推定実績)を中部電力同様、国家公務員指定職と同水準(1,800万円)とするとともに、中部電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については料金原価への算入を認めない。また、一人当たり従業員給与については、720万円(平成25年度推定実績)であるところ、中部電力の査定後の水準である623万円まで料金原価を減額すべきである。なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに中部電力が北陸電力及び日本原電と交渉した結果、平成26年度の受給契約において、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映すべきである。
- また、北陸電力(志賀2号機)の諸費の一部については、料金原価算定期間に発生する見込みのないものについて料金原価から減額すべきである。

(その他の検討結果)

【東京】

(3) 具体的な検討結果

① 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(電気事業法第22条(卸供給の供給条件)に基づく届出を受けているもの)については、契約相手先から東京電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費、寄付金、団体費等が原価に算入されているが、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

② 随意契約に係る効率化努力

- 購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。
- 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

(注) 他社から購入する電力料については、共同火力等の固定費削減交渉(62億円)、自家発事業者等の料金削減交渉(20億円)及びIPPとの契約更改交渉(14億円)を行うことを前提に、3ヶ年平均で95億円のコスト削減が織り込まれていた。なお、IPPとの契約更改交渉として、自社火力発電単価より割高な契約については、更改時に自社火力並みの引き下げに相当する効果が織り込まれていた。

③ スポット取引(購入)について

- 原価算定期間3ヶ年のうち、申請においては、過去実績を踏まえ平成24・25年度の2ヶ年分のみ原価に織り込んでいることを確認したが、平成26年度に織り込むことができない理由はなく、平成26年度も同額のスポット取引(購入)を原価に織り込むべき。

④ スポット取引(販売)、常時バックアップについて

- 原価算定期間3ヶ年のうち、申請においては、過去実績を踏まえ平成24・25年度の2ヶ年分のみ原価に織り込んでいるが、平成26年度に織り込むことができない理由はなく、平成26年度も同額のスポット取引(販売)及び常時バックアップを原価に織り込むべき。

※スポット取引(購入・販売)における平成26年度の原価への織り込みについては、電力システム改革委員会において、卸取引所の活性化が議論されており、その方向で算定する方法もあるが、現在、結論が得られていない状況であるため、過去実績に基づき算定。

【関西・九州】

4. その他の検討結果

① 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、契約相手先から関西電力及び九州電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費、寄付金、団体費等が原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から除くべきである。

② 効率化努力

- 購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。
- 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

③ 事業報酬額、法人税等

- 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについては、関西電力及び九州電力に対し自社に適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を原価から減額すべきである。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については原価から減額すべきである。

【東北・四国】

4. その他の検討結果

① 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、契約相手先から東北電力及び四国電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、東北電力には団体費が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くべきである。

② 効率化努力

- 購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。
- 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

③ 事業報酬額、法人税等

- 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについては、東北電力及び四国電力に対し自社に適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を原価から減額すべきである。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額すべきである。

④ その他

<東北電力>

- 契約期間満了後のIPP契約の一部について、既存契約に基づいて算定された金額で料金原価に織り込まれているが、契約期間満了後は固定費の回収が済んでいると考えられるため、スポット取引価格並みの調達努力を促すこととし、上回る部分について料金原価から減額すべきである。また、汚染負荷量賦課金に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

<四国電力>

- 汚染負荷量賦課金に係る算定において、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。また、RPSクレジットに係る算定において、最新の義務量及び公表されている取引価格等に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。
- ⑤ 平成24年度実績置き換えによる購入・販売電力料(取引所取引)
- 申請時点における直近実績(平成24年4～10月平均等)を基に算定しているが、平成24年度実績が確定したことに伴い、当該実績を直近実績に反映(平成24年度平均等)した料金原価に補正を行うべきである。

【北海道】

3. その他の検討結果

① 効率化努力

- 購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。
- 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

② 法人税等

- 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについて、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額すべきである。

③ その他

- 購入電力料に含まれる修繕費に係る算定の一部において、今後契約を締結するものについて、直近の契約値で織り込まれているが、定期検査の内容を精査し、再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。また、RPSクレジットに係る算定において、最新の義務量及び公表されている取引価格等に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

③ 事業報酬額、法人税等

- 購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについては、東北電力及び四国電力に対し自社に適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を原価から減額すべきである。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額すべきである。

【中部】

(4) その他の検討結果

① 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 購入電力料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、契約相手先から中部電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、料金原価に織り込まれていないことを確認した。

② 効率化努力

- 購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。
- 今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

③ 法人税等

- 購入電力料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、卸供給料金算定規則に

3. 公租公課

3. 公租公課①

【東京電力】

(1) 算定規則及び各税法等に基づき算定されていることを確認したところ、以下の点については補正を行うべき。

●福島第一原発1～4号機に係る固定資産税

申請においては、廃止措置が決定している福島第一原発1～4号機本体に係る固定資産税が計上されているが、長期計画停止火力に係る固定資産税が原価に織り込まれていないこととの整合性の観点から、同様に原価に算入しないこととすべき。

●印紙税

印紙税に係る各年度の税額は、申請においては、22年度実績に『(帳簿原価指数＋販売電力量指数)／2』をかけることで推計されているが、印紙税額の9割以上は電気料金領収書にかかるものであり、販売電力量の増減による影響が大きいことから、算定方法を見直し、原価に反映すべき。

●水利使用料

塩原揚水発電所については、水利使用权の関係上、緊急時以外は稼働が認められないこととなっており、供給計画にも織り込まれていないことから、原価から減額すべき。

(2) 法人税について

●原価算定における法人税は、資本コストの一環として算定されるものであって、実際に支払われる法人税とは異なるものであることから、配当所要原資に対する課税分の原価算入を認めることが適当である。算定規則に基づき、一株当たりの配当金を、9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上していることは妥当と考えられる。

3. 公租公課②

【関西電力・九州電力】

(1) 法人税について

原価算定における法人税は、資本コストの一環として算定されるものであって、実際に支払われる法人税とは異なるものであることから、配当所要原資に対する課税分の原価算入を認めることが適当である。算定規則に基づき、一株あたりの配当金を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上していることは妥当と考えられる。

なお、法人税等については、算定規則上、配当金額及び利益準備金を基に法人税法及び地方税法により算定することとされているが、これは配当金額及び利益準備金を法人税等の算定にあたっての課税所得とみなした上で法人税等の額を計算することを規定しているものと考えられ、さらに当該企業における原価算定期間中の税務上の所得調整額を予測した上で当該計算に反映させることを想定した規定ではないと考えられることから、税法上の繰越欠損金の存在を法人税等の算定にあたって反映させる必要はないものとする。

(2) 法人税以外の税について

算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映すべきである。

【東北電力・四国電力・北海道電力】

(1) 印紙税について

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され(平成25年4月)、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大(3万円未満→5万円未満)されており、当該減税分を反映したものとすべきである。

(2) 印紙税以外の税について

算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映すべきである。

3. 公租公課③

【中部電力】

(1) 固定資産税

子会社((株)トーエネック)が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における固定資産税を再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

(2) 印紙税

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され(平成25年4月)、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大(3万円未満→5万円未満)されており、当該減税分を反映したものとすべきである。

(3) 法人税

「平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)」において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、当該減税分を反映したものとすべきである。

(4) その他

算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。

特別監査の反映等により前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映すべきである。

4. その他経費、控除収益等

4. その他経費、控除収益等①

【東京】

(1) 廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、養成費、託送料に係る契約の取り扱い

- 競争入札を行う費用については、予定単価(入札による効率化効果)の妥当性等を確認した。
- 今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

(2) 消耗品費

- 潤滑油脂費、被服費、図書費など個別の積み上げで算定しているが、個々の積み上げが支店、支所ベースであり、積算の考え方が統一されていないことが確認された。このような項目については、実勢をより反映している直近(23年度)実績をベースに、増額について合理的な説明ができない部分は原価算入を認めるべきではない。なお、図書費については、業務上必要性が認められないものは原価算入を認めるべきではない。

(3) 補償費

- 法令、締結済の契約、覚書等に基づき算定されていることを水利補償費にかかる協定書10件等により確認した。

(4) 賃借料

- 道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料、川敷料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正な額であることを確認した。
- 借地借家料のうち、体育施設用地等及び合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る社宅・寮についての下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから原価算入を認めるべきではない。
 ※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」の東京電力営業地域における入居率(87.9%)を参考に建物毎の総戸数の90%を査定率とした。
- 環境貢献活動に係る借地借家料は、料金値上げの際における費用の優先度を考慮し、原価への算入は認められない。
- その他の借地借家料は不動産鑑定評価手法に基づく算定となっていること、機械賃借料については契約済みのリース契約又は再リース契約による割引額を反映していることを確認した。

(5) 託送収益

- 既契約及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等②

(6) 事業者間精算費・事業者間精算収益

- 「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。
- 事業者間精算費に係る単価は、一般電気事業者各社の直近の料金改定時の原価等に基づいて算定されていることを確認した。他方で、事業者間精算収益に係る単価については、東京電力の料金認可に当たり、当該単価の算定に使用する諸元(振替供給に必要な設備に係る減価償却費等)が減額されれば、その効率化を反映すべき。

(7) 損害保険料

① 原子力関係

- 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき算定されていることを確認した。

② 原子力以外

- 既存契約等に基づき算定されていることを火力設備・流通設備等にかかる火災保険10件等により確認した。
- ただし、投資が取り止めになる可能性が高いプロジェクトへの海外投資保険料については原価算入を認めるべきではない。

(8) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

- 原子力損害賠償支援機構法に基づき算定されていることを確認した。

(9) 普及開発関係費

- 審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- 普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ普及開発関係費用(電力協会等の活動費用、運営助成金)、計画停電周知に関する費用については、24年度は計画停電を行う見込みがないことから原価算入を認めるべきではない。

4. その他経費、控除収益等③

(10) 養成費

- BWR運転訓練センター研修費用については、研修先が設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。
- 個別の積み上げで算定しているものの、個々の積み上げが支店任せとなっており、積算の考え方が統一されていない項目(研修旅費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

(11) 研究費

- 電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては原価として認めるべきではない。
 - ・電力の安定供給に直接的に必要不可欠とまでは言えない研究(政策研究的なものなど)。
 - ・研究期間が原価算定期間内に終了しているにも関わらず、それ以後も計上しているもの。
 - ・海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの。
 - ・他の研究所等で行っている研究と重複している研究。
- ※個別研究における事前、中間、事後評価などをきちんと行い、研究所内での重複等もできるだけ排除すべきではないか。なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべき。

(12) 諸費

① 寄付金

- 審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

② 団体費

- 海外電力調査会、海外再処理委員会、日本原子力技術協会、電力系統利用協議会については、合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

③ その他

- その他電気事業の運営上必要不可欠といえない費用である場合には、原価算入を認めるべきではない。
- 個別の積み上げで算定しているものの、個々の積み上げが支店任せとなっており、積算の考え方が統一されていない項目(旅費、通信運搬費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

4. その他経費、控除収益等④

(13) 電気料貸倒損

- 当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映して補正すべき。

(14) 共有設備費等分担額・同(貸方)

- 既存の協定書または実施計画書に基づき算定されていることをダム管理に関する協定書5件等により確認した。

(15) 建設分担関連費振替額(貸方)

- 電気事業分は今回申請に基づく工事費計画による電気事業工事資金に20年度～22年度の3ヶ年平均値で算定、附帯事業分は総合特別事業に基づく附帯事業工事資金に22年度実績を乗じて算定されており妥当であると考えられる。
※ 23年度の電気事業工事資金は原子燃料工事資金が著しく低く異常値であるため20～22年度実績平均値とするのが妥当と考えられる。
※ 附帯事業工事資金は21年度が大きく減少、23年度実績はないため22年度実績値としており、妥当と考えられる。

(16) 株式交付費

- 株式発行にかかる登録免許税、上場手数料を計上しているが、普通株式ではなく種類株式のみの発行となったため、上場手数料と発行手数料の差額については、原価算入を認めるべきではない。

(17) 電気事業雑収益

- 個々の支店で積み上げて算定されているが、積算の考え方が統一されていないことから、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、減額について合理的な説明ができないものは原価算入を認めるべきではない。

4. その他経費、控除収益等⑤

(使用済燃料再処理等既発電費)

(1) 算定方法の確認

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既存契約等に基づいて算定されていることを確認した。

(2) 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 制度措置分(日本原燃分)については、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)であり、日本原燃から東京電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費、寄付金、団体費等が原価に算入されているが、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

(3) 効率化努力の確認

- 使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、随意契約となっており、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき原価から削減すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑥

【関西・九州】

(1) 廃棄物処理費、消耗品費、託送料、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費

① 上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

(2) 消耗品費

① 潤滑油脂費など過去実績等を踏まえ個別の積み上げで算定しているが、積算の考え方が統一されていないことが確認された。このような項目については、実勢をより反映している直近(平成23年度)実績をベースに、増額について合理的な説明ができない部分については原価から減額すべきである。

② 図書費については、業務上必要性が認められないものや過大となっているものは原価から除くべきである。

(3) 補償費

① 法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(4) 賃借料

<共通>

① 道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正に算定されていることを確認した。

② 借地借家料のうち、合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る社宅・寮についての下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから原価から減額すべきである。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても原価から減額すべきである。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」を参考とした。

③ 顧問にかかる費用(執務スペース、社用車)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、原価から除くべきである。

④ その他の借地借家料については、契約済のリース契約等により適正に算定されていること、機械賃借料については、契約済のリース契約や新リース会計基準適用による減少額の反映等適正に算定されていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等⑦

<関西電力>

- ①借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設や料理教室のような電気事業に供しない施設にかかるものについては原価から除くべきである。

<九州電力>

- ①借地借家料のうち、社宅・寮の賃料については、平成25年度は減額交渉を反映したものになっているが、平成26、27年度も平成25年度の減額交渉を反映したものとすべきである。

(5) 託送料

- ①既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。
- ②託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第24条の4（卸電気事業者の振替供給）に基づく届出を受けているもの）について、今後契約を締結するものについては、関西電力及び九州電力に対し自社が適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を原価から減額すべきである。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については原価から減額すべきである。

(6) 事業者間精算費

- ①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(7) 委託費

<関西電力>

- ①販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、料金値上げの際における費用の優先度を考慮し、原価から除くべきである。

<九州電力>

- ①委託会社との協議により、平成25年度に単価削減できたものについては、平成26、27年度も平成25年度の単価削減を反映したものとすべきである。

4. その他経費、控除収益等⑧

(8) 損害保険料

① 原子力関係

- i) 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

② 原子力以外

- i) 既存契約等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(9) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

- ① 「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(10) 普及開発関係費

- ① 審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- ② 他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、原価から除くべきである。
- ③ 電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なものののみ原価算入を認めるべきである。
- ④ 台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認めるべきである。
- ⑤ 特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、料金値上げの際における費用の優先度が低いと考えられるため原価から除くべきである。
- ⑥ 普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、原価から除くべきである。
- ⑦ PR館に付随する水族館等管理費や喫茶・売店運営費等の電気事業に供しない施設に係る費用については原価から除くべきである。
- ⑧ 原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については原価から除くべきである。

4. その他経費、控除収益等⑨

(11) 養成費

- ①個別の積み上げで算定しているものの、単価表において単価が予め決まっているものを除き積算の考え方が統一されていない項目(研修旅費など)については、実勢をより反映している直近(23年度)の実績をベースに、増額について合理的な説明ができないものは原価から減額すべきである。

(12) 研究費

- ①電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては原価から除くべきである。

- i) 料金値上げの際における費用の優先度が低い研究
- ii) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの
- iii) 重複している研究

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。

- ②電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、関西電力及び九州電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力及び九州電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。

(13) 諸費

① 寄付金

- i) 九州電力の大牟田市特定呼吸器疾病救済事業への寄付金については、火力発電所の操業に起因した過去のSO_x(硫黄酸化物)排出に伴う補償的な意味を有しているなど合理的な理由があると考えられることから原価への算入を認めるが、これ以外の寄付金については、審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。
(関西電力は今回の申請では計上なし)

② 団体費

- i) 海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センターについては、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した。

4. その他経費、控除収益等⑩

③その他

通信運搬費など過去実績等を踏まえ個別の積み上げで算定しているが、積算の考え方が統一されていないことが確認された。このような項目については、実勢をより反映している直近(平成23年度)実績をベースに、増額について合理的な説明ができない部分については原価から減額すべきである。

(14)電気料貸倒損

①当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(15)共有設備費等分担額・同(貸方)

①既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

(16)建設分担関連費振替額(貸方)

①個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。

(17)附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

①附帯事業営業費用に平成21～23年度実績を乗じて算定されていることを確認した。

(18)電力費振替勘定(貸方)

①個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(19)株式交付費

①過去の支払実績等により適正に算定されていることを確認した。(関西電力は今回の申請では計上なし)

(20)社債発行費

①過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等⑪

(21) 遅収加算料金

- ①九州電力は、平成26年10月分の電気料金から延滞利息制度に移行することとしており、それまでの間に発生する遅収加算料金について、過去の発生実績等に基づき適正に算定されていることを確認した(関西電力は今回の申請では計上なし)。

(22) 託送収益

- ①既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(23) 事業者間精算収益

- ①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(24) 電気事業雑収益

< 関西電力 >

- ①アンシラリーサービス料金に係る算定の一部において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるものは、収入そのものの伸びで再算定して足らざる部分については、原価から減額すべきである。

< 九州電力 >

- ①アンシラリーサービス料金、諸工料、共架料に係る算定の一部において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がない等と考えられるものは、収入そのものの伸び等で再算定して足らざる部分については、原価から減額すべきである。また、臨時工事費、諸工料に係る算定の一部において、単価請負工事を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分については、原価から減額すべきである。

(25) 預金利息

- ①過去の実績等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等⑫

(使用済燃料再処理等既発電費)

(1) 算定方法の確認

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

(2) 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 制度措置分(日本原燃分)については、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)であり、日本原燃から関西電力及び九州電力に対し、料金に含まれている寄付金等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費、寄付金、団体費等が原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から除くべきである。

(3) 効率化努力の確認

- 使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、今後契約を締結するものについて、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑬

【東北・四国】

(1) 廃棄物処理費、消耗品費、託送料、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費

① 上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

(2) 廃棄物処理費

① 低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することにより原価から減額すべきである。

(3) 消耗品費

① 図書費については、業務上必要性が認められないものや過大となっているものは料金原価から除くべきである。

(4) 補償費

① 汚染負荷量賦課金については、既に確定している平成25年度料率及び平成24年度排出量実績を反映させるべきである。

② 「①」以外の費目については、法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(5) 賃借料

＜共通＞

① 道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正に算定されていることを確認した。

② 顧問・相談役にかかる費用(執務スペース、社用車、社宅)については、料金原価へ算入されていないことを確認した。

③ 借地借家料のうち、社宅・寮については、合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから料金原価から減額すべきである。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても料金原価から減額すべきである。ただし、発電所や変電所に付随した社宅・寮については、必要となる都度手当することが困難であることから、一般管理(業務)に整理されている社宅・寮のみ減額の対象とする。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」を参考とした。

4. その他経費、控除収益等⑭

＜東北電力＞

- ①借地借家料のうち、社宅・寮の賃料については、平成24年度の減額交渉分を平成25～27年度の料金原価に反映したものとすべきである。

＜四国電力＞

- ①借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設については料金原価から除くべきである。

(6) 託送料

＜共通＞

- ①託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第24条の4（卸電気事業者の振替供給）に基づく届出を受けているもの）について、今後契約を締結するものについては、東北電力及び四国電力に対し自社が適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る分を料金原価から減額すべきである。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分について料金原価から減額すべきである。

＜東北電力＞

- ①託送料に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

(7) 事業者間精算費

- ①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(8) 委託費

＜東北電力＞

- ①委託会社との協議により、平成24年度に単価削減できたものについては、平成25～27年度も平成24年度の単価削減を反映したものであることを確認した。
- ②販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

4. その他経費、控除収益等⑮

<四国電力>

- ①小型ヘリコプター優先契約については、災害時の巡視等に用いるものであるため、災害復旧修繕費の査定の方を準用して算定した額との差額を減額すべきである。
- ②LNG貯蔵業務委託に係る事業報酬率については、四国電力の査定において適応される事業報酬率との差額分を減額すべきである。

(9) 損害保険料

①原子力関係

- i)「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

②原子力以外

- i)既存契約等に基づき適正に算定されていること確認した。

(10) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

- ①「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(11) 普及開発関係費

- ①審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- ②他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである。
- ③電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なものののみ原価算入を認めるべきである。
- ④台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認めるべきである。

4. その他経費、控除収益等⑩

- ⑤特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられるため料金原価から除くべきである。
- ⑥普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、料金原価から除くべきである。
- ⑦PR館に付随する植物園、緑地管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用については料金原価から除くべきである。
- ⑧原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については料金原価から除くべきである。

(12) 養成費

<東北電力>

- ①公的資格取得にかかる奨励金は、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

<四国電力>

- ①関連会社への出向者が受講する、現業技術の教育・訓練等に関連する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

(13) 研究費

- ①電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては料金原価から除くべきである。

- i) 電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究
- ii) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの
- iii) 重複している研究

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。

- ②電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、東北電力及び四国電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、東北電力及び四国電力のコスト削減努力に照らし、東北電力は10%、四国電力は10.5%減額すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑰

(14) 諸費

① 寄付金

i) 審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

② 団体費

i) 海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所(※)については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。(※)四国電力のみ原価算入。

<東北電力>

① 顧問・相談役にかかる費用(車両「タクシー利用」)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。

<四国電力>

① 原価算定期間に実施する使用済核燃料の構内輸送は、関連会社の技術力維持を目的として実施する面があるため、これらに係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

② 顧問・相談役にかかる費用(旅費等)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。

(15) 電気料貸倒損

① 当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(16) 共有設備費等分担額・同(貸方)

① 既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

(17) 建設分担関連費振替額(貸方)

① 個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑱

(18) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

① 過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(19) 電力費振替勘定(貸方)

① 個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(20) 社債発行費

① 過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21) 遅収加算料金

① 過去の発生実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(22) 託送収益

① 既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(23) 事業者間精算収益

① 「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(24) 電気事業雑収益

＜東北電力＞

① 契約超過金に係る算定において、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

＜四国電力＞

① 電柱広告料に係る算定において、電柱広告料単価を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

② 雑口に係る一部の算定について、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑱

(25) 預金利息

<東北電力>

- ① 預金利息に係る算定において、過去実績と比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去実績と比べて足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

<四国電力>

- ① 預金利息に係る算定において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるので、収入そのものの伸びで再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(26) 平成24年度実績置き換え

- ① 上記のほか、申請時点における直近実績(平成21～23年度平均等)を基に算定している料金原価について、平成24年度実績が確定したことに伴い、当該実績を直近実績に反映(平成22～24年度平均等)した料金原価に補正を行うべきである。

(使用済燃料再処理等既発電費)

(1) 算定方法の確認

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

(2) 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 制度措置分(日本原燃分)については、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)であり、日本原燃から東北電力及び四国電力に対し、料金に含まれている広告宣伝費等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費が料金原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くべきである。

(3) 効率化努力の確認

- 使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、今後契約を締結するものについて、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑳

(4) その他

- その他(輸送費)のうち六ヶ所再処理工場への輸送については、平成24年度の輸送容器の使用実績に基づく減額分を反映した料金原価に補正を行うべきである。

【北海道】

(1) 廃棄物処理費、消耗品費、託送料、委託費、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費

- ① 上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

(2) 廃棄物処理費

- ① 低レベル放射性廃棄物処理費(埋設費)の算定誤りを修正することにより料金原価から減額すべきである。

(3) 消耗品費

- ① 図書費については、業務上必要性が認められないものや、過大となっているものは料金原価から除くべきである。

(4) 補償費

- ① 法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(5) 賃借料

- ① 道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、料率改定動向調査、協定書等により適正に算定されていることを確認した。
- ② 借地借家料のうち、合理的な理由なく入居率が90%(※)を下回る社宅・寮についての下回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから料金原価から減額すべきである。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても原価から減額すべきである。ただし、発電所や変電所に付随した社宅・寮については、必要となる都度手当することが困難であることから、一般管理(業務)に整理されている社宅・寮のみ減額の対象とする。

※「住宅・土地統計調査(総務省)の空き家率の算出 平成20年度」を参考とした。

- ③ 顧問にかかる費用(社宅)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。

4. その他経費、控除収益等②①

④借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設や保養所のような電気事業に供しない施設にかかるものについては料金原価から除くべきである。

(6) 託送料

①託送料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第24条の4（卸電気事業者の振替供給）に基づく届出を受けているもの）のうち、今後契約を締結するものについては、税制改正により想定される法人税率等を上回る分について料金原価から減額すべきである。

②託送料に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

(7) 事業者間精算費

①事業者間精算費に係る算定の一部において、他の電力会社の料金改定等を踏まえ、最新の単価で置き換えて再算定して上回る分について料金原価から減額すべきである。

(8) 委託費

①情報システム関連費用のうち、お客さま系システム（需要家との契約や料金計算、請求などの重要業務を処理するシステム）に係るホスト計算機からオープン系への更新費用については、電気料金の値上げを行う状況であること、及び、電気料金システム改革の詳細制度設計が今後行われる中で情報システムの再構築に着手することは時期尚早と考えられることから、緊急性のあるもの以外については、料金原価から減額すべきである。

②販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額すべきである。

(9) 損害保険料

①原子力関係

i) 「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

②原子力以外

i) 既存契約等に基づき適正に算定されていること確認した。

4. その他経費、控除収益等②

(10) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

- ①「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

(11) 普及開発関係費

- ①審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- ②他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである。
- ③電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認めるべきである。
- ④台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認めるべきである。
- ⑤特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられるため料金原価から除くべきである。
- ⑥普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、料金原価から除くべきである。
- ⑦PR館に付随するスイミングプール管理費等の電気事業に供しない施設に係る費用については料金原価から除くべきである。
- ⑧原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については料金原価から除くべきである。

(12) 養成費

- ①研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等②③

(13) 研究費

①電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては料金原価から除くべきである。

- i) 電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究
- ii) 海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの
- iii) 重複している研究

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。

②電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、北海道電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、北海道電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである。

(14) 諸費

①寄付金

- i) 審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

②団体費

- i) 諸会費(北海道地区広域共同防災協議会)及び事業団体費(海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、原子力環境整備促進・資金管理センター、日本卸電力取引所)については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、中央電力協議会については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、料金原価から除くべきである。

③顧問・相談役にかかる費用(旅費)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。

(15) 電気料貸倒損

①当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(16) 共有設備費等分担額・同(貸方)

①既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等②④

(17) 建設分担関連費振替額(貸方)

①個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。

(18) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

①過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(19) 電力費振替勘定(貸方)

①個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(20) 社債発行費

①過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21) 遅収加算料金

①過去の発生実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(22) 託送収益

①既契約及び前提計画等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(23) 事業者間精算収益

①「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(24) 電気事業雑収益

①IPP契約の解約に伴う違約金について、申請においては、通常は発生しない極めて稀な事象に伴う収益であり、かつ今回の例では金額的な重要性も大きいとして「特別利益」として計上され、料金原価には織り込まれていない。一方で、類似の事例について、実決算において「電気事業の運営に伴って通常発生するもの」として扱っている会計整理の実例として以下のようなものがある。

- FITへの移行による解約に伴う精算金に係る収益について、北海道電力においては、初めて発生した収益であり、今後は、継続的に発生する見込みのない収益を「電気事業雑収益」で整理。

4. その他経費、控除収益等②⑤

- IPP契約の解約に伴う違約金に係る収益について、他の電力会社においては、IPP契約締結後、営業運転開始前に、IPP事業者からの解約申し出によって発生したものが、現時点でも他の電力会社以外では発生していない稀な事象に伴う収益を「電気事業雑収益」で整理。

以上の事例を踏まえると、今回の申請において織り込まれなかった違約金についても、「電気事業の運営に伴って通常発生するもの」に該当すると判断し、会計規則上は「電気事業雑収益」（算定規則上は控除収益）として整理し、当該違約金に係る収益について料金原価から減額すべきである。

- ②電柱広告料に係る算定において、子会社との契約に基づき、過去に取り決めた電柱使用利用率で算定して織り込んでいるが、当該利用率の根拠がないため、子会社における電柱広告事業収支を確認して収益折半となるよう、料金原価から減額すべきである。
- ③諸工料に係る算定の一部において、単価請負工事を前提に想定しているが、当該単価を現時点で見直して回収不足が発生しないよう、見直し後の単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- ④アンシラリーサービス料に係る算定において、改定後の新単価ではなく、旧単価に小売り料金の改定率を乗じて算定しているが、改定後の新単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(25) 預金利息

- ①預金利息に係る算定において、収入の伸びと考えられる要因に相関させて収入を想定しているが、当該要因の伸びと収入の伸びとの相関性がないと考えられるので、収入そのものの伸びで再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(26) 平成24年度実績置き換え

- ①上記のほか、申請時点における直近実績(平成21～23年度平均等)を基に算定している料金原価について、平成24年度実績が確定したことに伴い、当該実績を直近実績に反映(平成22～24年度平均等)した料金原価に補正を行うべきである。

(使用済燃料再処理等既発電費)

(1) 算定方法の確認

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等②⑥

(2) 広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 制度措置分(日本原燃分)については、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)であり、日本原燃から北海道電力に対し、料金に含まれている広告宣伝費等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費等が原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から除くべきである。

(3) 効率化努力の確認

- 使用済燃料再処理等発電費のうちの「その他(輸送費)」については、今後契約を締結するものについて、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき原価から減額すべきである。

【中部】

(1) 賃借料、託送料、養成費、研究費

- 上記調達費用に関し、今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである。

(2) 廃棄物処理費

- 石炭灰処理費用は、自社灰捨地の延命化対策後の処理計画に基づき適正に算定されていることを確認した。

(3) 消耗品費

- 情報処理帳票代については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。
- 図書費については、過大となっているものは料金原価から減額すべきである。
- 制服費用については、経費対象人員の人数に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑦

(4) 補償費

- ・契約等を確認し実績を上回る部分について、合理的な説明が出来ない部分については、原価から減額すべきである。
- ・法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(5) 賃借料

- ・道路占用料、水面使用料、線路使用料、電柱敷地料、線下補償料は法令及び契約等に基づく義務的借料であるため、過去の支払実績、協定書等により適正に算定されていることを確認した。
- ・借地借家料のうち、他の物件を手当することが困難である発電所や変電所に付随した社宅・寮を除き、周辺物件の平均的賃料水準や地価水準を上回る社宅・寮の賃借料についての上回る部分は、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない費用であることから料金原価から減額すべきである。
- ・線路使用料に含まれている法人税等については、平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

(6) 託送料

- ・託送料のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(電気事業法第24条の4(卸電気事業者の振替供給)に基づく届出を受けているもの)で、今後契約を締結するものについては、平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、税制改正により想定される法人税率等を再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。また、自社の料金原価に算入している一株当たりの配当金額での交渉を行うことを前提に、当該配当金額から算定される法人税等を再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。
- ・委託費に係る算定の一部において、個別件名を確認したところ、料金原価算定期間に発生する見込みのないものについて料金原価から減額すべきである。
- ・需要家所有の配電線等使用料に係る算定において、最新の契約実績を踏まえて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

4. その他経費、控除収益等⑳

(7) 事業者間精算費

- ・「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

(8) 委託費

- ・PCB(ポリ塩化ビフェニル)関連業務委託については、委託事業者選定後の単価に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額すべきである。
- ・原子力警備・防災業務等委託については、実績に基づいた単価に置き換え、再算定して上回る分について料金原価から減額すべきである。
- ・電話受付業務委託のうち業務範囲拡大分については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。
- ・共架業務委託の新規実施については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。
- ・営業所等警備業務委託のうち相談役宅の警備については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないとの考え方を踏まえ、料金原価から除くべきである。
- ・地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除くべきである。

(9) 損害保険料

① 原子力関係

- ・「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づき適正に算定されていることを確認した。

② 原子力以外

- ・既存契約等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(10) 原子力損害賠償支援機構一般負担金

- ・「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等⑳

(11) 普及開発関係費

- 審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。
- 他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動に係る費用については、販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から除くべきである。
- 電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なものののみ原価算入を認めるべきである。
- 特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられることから、料金原価から除くべきである。
- 普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(各種団体の活動費用等)については、料金原価から除くべきである。
- PR館に付随する屋外施設管理費については、電気事業に供しない施設に係る費用であることから、料金原価から除くべきである。
- 原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信に係る費用については料金原価から除くべきである。
- 発電施設等の施設見学会に係る費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度の観点から、主に電源立地地域を対象とするものに限定して原価算入を認めるべきである。
- 地域密着型携帯情報サービス料に係る費用については、電気事業とは認められない費用であることから、料金原価から除くべきである。

(12) 養成費

- 研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した。
- 販売促進に係る研修費用等については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。

4. その他経費、控除収益等③⑩

(13) 研究費

- ・電中研などの分担金及び自社研究費のうち、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究については、料金原価から除くべきである。

※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。

- ・電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額すべきである。その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費については、効率化努力を織り込んでおり、中部電力のコスト削減努力に照らして妥当であると考えられる。

(14) 諸費

① 寄付金

- ・審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

② 団体費

- ・海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所、地域共同防災協議会(6団体)については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、料金原価への算入を認めるが、これ以外の団体費については、審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。

③ その他

- ・定期調査事前周知に係る郵送費、海外派遣職員への督励に係る旅費及び社内提案活動に係る賞金については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除くべきである。
- ・移動電話料のうち、人員数を用いて算定している費用については、経費対象人員の人数に置き換えて再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。
- ・急速充電器利用サービス料については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、EV・PHVタウン構想に沿って導入した電気自動車等を円滑に活用していくにあたり、近隣の他の急速充電器が利用できないなど、電気事業の運営上必要不可欠の場合に限り、急速充電器利用サービスに係る運営費用や分配金を除いた費用について原価算入を認めるべきである。

4. その他経費、控除収益等③①

(15) 電気料貸倒損

- 当年度の電灯・電力収入に改定率を乗じた額を基に算定されるため、査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(16) 共有設備費等分担額・同(貸方)

- 積算の考え方が予算額をベースにしているものについては、実績をより反映している直近(24年度)の実績を上回る部分について、合理的な説明が出来ない部分については原価から減額すべきである。
- 事業の実施時期等について、合理的な説明が出来ない部分については原価から減額すべきである。
- 既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。

(17) 建設分担関連費振替額(貸方)

- 個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。

(18) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)

- 過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

(19) 電力費振替勘定(貸方)

- 個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。

(20) 社債発行費

- 過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。

(21) 託送収益

- 託送収益に係る算定において、最新の契約実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(22) 事業者間精算収益

- 「一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令」及び前提計画等に基づいて算定されていることを確認した。

4. その他経費、控除収益等③②

(23) 電気事業雑収益

- 延滞利息に係る算定において、過去の入金データに制約があることから、過去1ヶ月分のデータのみで早収料金に対する延滞利息率を算定しているが、その後のデータが入手できたことから、当該データも踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- 償却電気料取立益及び工事補償金受入差益に係る算定において、特殊要因を除き、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- 変圧器リサイクルセンター有価物売却に係る算定において、有価物の単位当たり売却単価や変圧器1台当たりから発生する有価物の重量を、最新の諸元で見直した値で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- LNG冷熱費に係る算定において、中部電力の電気料金単価を算定の諸元に用いているが、料金改定後の電気料金単価で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- 接続検討料に係る算定において、至近実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- 鉄塔貸付料に係る算定において、最新の諸元で見直した貸付料で再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- 罹災保険金受入差益に係る算定において、過去3ヶ年実績を踏まえて再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。

(24) 預金利息

- 過去実績等に基づいて適正に算定されていることを確認した。

(使用済燃料再処理等既発電費)

(1) 使用済燃料再処理等費

① 算定方法の確認

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。ただし、制度措置分(日本原燃分)のうち、再処理により発生する放射性

4. その他経費、控除収益等③

廃棄物の処分費用の算定に用いている処分単価については、申請時点において平成25年度の処分単価により算定しているが、平成26年度の処分単価に改定されたことに伴い、当該処分単価を反映した料金原価とすべきである。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

②広告宣伝費、寄付金、団体費等

- 制度措置分(日本原燃分)については、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの)であり、日本原燃から中部電力に対し、料金に含まれている広告宣伝費等の額などを示した書類での回答があり、その書類を確認したところ、広告宣伝費が原価に算入されているが、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき料金原価から除くべきである。

③六ヶ所再処理工場輸送費等

- その他(輸送費)のうち、六ヶ所再処理工場への使用済燃料の輸送費等については、日本原燃の「再処理施設の使用計画」(以下「使用計画」という。)に基づき算定されているが、使用計画が変更されたことに伴い、変更後の使用計画に基づき再算定して上回る部分について料金原価から減額すべきである。

④効率化努力の確認

- その他(輸送費)のうち、今後契約を締結するものについては、効率化努力(コスト削減を求めることが困難な費用を除く)を織り込んでおり、「基本的な考え方」に示された考え方に照らして妥当であると考えられる。

(2) 特定放射性廃棄物処分費

- 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。ただし、算定に用いている拠出金単価については、申請時点において平成25年度の拠出金単価により算定しているが、平成26年度の拠出金単価に改定されたことに伴い、当該拠出金単価を反映した料金原価とすべきである。

(3) 原子力発電施設解体費

- 「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」における検討を踏まえ、平成25年9月に改正された「原子力発電施設解体引当金に関する省令」及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。